

令和7年3月25日

各部・局長

市長

令和7年度予算の執行について

新年度予算は、これまで県東部の拠点都市として整備してきたまちの更新を進めながら、第5次沼津市総合計画に掲げる「人・まち・自然が調和し、躍動するまち」の実現を目指したものです。

前期推進計画の最終年度として、沼津駅周辺総合整備事業をはじめ、これまでの取組を着実に進めていくことはもとより、後期推進計画に向け新たな取組に挑戦し、各種施策を次の段階に力強く押し進めていく重要な年となります。

予算執行に当たっては、将来においても持続可能かつ健全な財政運営を堅持していくことを念頭に、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めることは勿論のこと、財源確保に努めながら、社会経済状況の変化に適切に対応できるように、広い視野と創意工夫、迅速性をもって全力で取り組み、各事業を着実に前進させることを強く期待しています。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 25 日

各 所 属 長 様

財 務 部 長

令和 7 年度予算の執行について

令和 7 年度の予算執行にあたっては、別に市長から通知されましたが、特に下記の事項に留意し、所属職員に徹底を図られるよう通知します。

記

1 基本的事項

- (1) 事務執行にあたっては、事業スケジュールを策定し、適切に管理するとともに、関係機関や関係部課との連絡・連携を密にし、計画的な執行に努める。また、事務事業の必要性を明確にし、市民への説明責任を念頭に適正な執行を図る。
- (2) 長期的視点において、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、積極的に I C T の活用等により事務事業の改善に取り組む。
- (3) 事業実施内容の精査や事業費の組替え、予算編成時に財源の確保などを条件として措置されたものについては、執行前に財政課と協議する。

2 歳入に関する事項

- (1) 歳入は、最大限の確保に努める。特に、市税をはじめ各種保険料・使用料などは歳入の根幹を成すものであり、収納率の一層の向上に努める。
- (2) 補助対象事業は、国・県等の動向を注視して確実に補助採択を得ることはもちろん、計画的に執行するとともに、概算払を積極的に活用するなど、早期収入を図る。
- (3) 市単独事業として予算計上した事業についても、国・県の動向や補助メニューの把握など情報収集に努め、改めて補助採択を受けられる余地はないか見直しを行い、積極的に国や県等と協議し、財源の確保に努める。
- (4) 国・県以外の団体の助成制度や民間資金も積極的に活用する。
- (5) 国・県支出金等において減額が見込まれる場合は、速やかに財政課と協議する。
- (6) 各種刊行物などへの広告掲載や遊休資産の処分・活用のほか、新たな財源確保方法の導入などにより、自主財源の確保に努める。
- (7) 使用料について、近年の物価上昇による経費の増などを考慮し、適切な金額になるように検討する。

3 歳出に関する事項

- (1) 予算に計上されている経費以外の執行は、原則として認めない。
- (2) 予算執行の効果をできる限り早く発現するため、早期執行を基本とするとともに、繰越しが生じないよう適正な施行管理の徹底を図る。また、支払にあたっては、適切な時期に遅滞なく支出する。
- (3) 事務事業の一層の効率化・合理化を図り、可能な限りコスト縮減に努め、入札差金などの不用額については、原則として執行は認めない。
- (4) 予算上、特定財源の充当が予定されているにもかかわらずその確保が全く見込めなくなったものは、原則として執行を停止する。

【参考】沼津市予算編成並びに執行に関する規則

第14条 予算は、次の各号の定めるところにより、適正かつ効率的に執行しなければならない。

- (1) 歳出予算は、配当された金額を超えて執行してはならない。
- (2) 歳出予算のうち、財源の全部又は一部を国庫支出金、県支出金、寄附金、市債その他の特定収入に求めるもの、又は所轄行政庁の許可、認可を要するものについては、その収入が確定し、又は許可、認可を得た後でなければこれを執行することができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 前号の収入が歳入予算に比し減少し、又は減少するおそれがあるときは、当該歳出予算に係る経費の金額を縮小して執行しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 その他

- (1) 特別会計及び企業会計は、独立採算制の原則を踏まえ、財源を一般会計に依存することなく、自助努力をもって収入額の増加、事業の効率化など健全な運営に努める。

留意事項

- ① 報酬
 - ・ 会計年度任用職員の雇用は、必ず人事課と事前協議を行い、人員、期間、業務内容、勤務時間等を十分検討する。
- ② 報償金
 - ・ その他特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による委員の報酬日額に準じて予算措置された報償金の支給について、委員会等の審議時間等が4時間に満たない場合は、当該報酬の日額2分の1の額を支給する。
- ③ 旅費
 - ・ 出張は、目的、日程、人員等を精査する。
 - ・ 団体等からの依頼により職員が出張する場合には、原則として相手方に負担を求める。
- ④ 消耗品費
 - ・ 購入は必要最小限とするとともに、契約検査課において指定された物品については契約検査課の一括発注で購入する。
- ⑤ 燃料費
 - ・ 公用自転車の利用等を心掛け、使用量の節減に努める。
- ⑥ 食糧費
 - ・ 真に必要と認められる場合に限り、必要最小限の内容とする。
- ⑦ 印刷製本費
 - ・ 電子決裁をはじめ文書のデジタル化を踏まえ、必要数量を精査し、経費の節減に努める。
- ⑧ 光熱水費
 - ・ 施設等の使用実態を把握し、契約相手や基本契約内容の見直しを検討する。
 - ・ 不要な電灯は必ず消灯するなど、更なる電気及び水道使用量の節減に努

める。

- ⑨ 修繕料
 - ・冷暖房は、温度管理を徹底する。
 - ・緊急性等を勘案し、効果的に執行する。
 - ・機械・器具類の取扱いに注意し、長期・継続的使用ができるよう適切に管理する。
 - ・現状機能の維持を目的とする修繕料の性質を理解し、工事請負費との区分に留意する。
- ⑩ 通信運搬費
 - ・契約相手や基本契約内容の見直しを検討する。
 - ・県等への郵便物は、出張時に持参するなど合理化を図り、経費の削減に努める。
- ⑪ 委託料
 - ・各種業務委託は、業務内容を精査し、必要最小限の範囲にとどめる。
 - ・予算編成並びに執行に関する規則第19条第1項第1号に規定する「定例的なもの」とは、100万円未満で予算措置の範囲内、かつ法定点検等の定例的な業務委託をいう。100万円以上のもの及び予算計上がなく、緊急に執行する必要が生じたものは、金額に関わらず、財政課に合議する。
 - ・建設工事関連業務における設計変更は、「設計変更事務取扱要領（平成10年11月10日市長決裁）」に従い、財政課に合議する。
- ⑫ 工事請負費
 - ・工事期間が集中しないよう、計画的に執行する。
 - ・変更による増減額が500万円以上で、かつ、変更後の契約額が5,000万円以上と見込まれる場合は、事前に財政課に合議する。
- ⑬ 公有財産購入費
 - ・土地買収価格は全体の整合性・合理性を図るため、単価の根拠を明確にし、有効期限を設け、決裁権者まで方針についての決裁を受ける。
- ⑭ 備品購入費
 - ・予算計上以外のもは、全額特定財源が見込まれるものを除き、原則認めない。効果が十分発揮できるよう購入時期を失しない。
- ⑮ 負担金補助及び交付金
 - ・補助金交付規則等に基づき、交付手続を適正に行い、交付の決定にあたっては補助金交付要綱を添付及び補助金交付額の根拠を明確にする。（押印が原則廃止となっていることに留意する。）
 - ・原則として事業着手前に申請させる。
 - ・運営費補助金については、交付申請を5月末日までに提出するよう指導する。
 - ・交付申請時期を失した補助金の交付は認めない。
 - ・交付金額の大きいものは、資金計画を明らかにさせ、分割交付に努める。
 - ・前金払が必要と認められる場合においても、安易に全額を前金払としない（前金払とは、金額の確定した債務について履行期限前にその債務金額を支払うことをいい、概算払とは、債務の履行期限前に未確定の債務金額を概算をもって支払うことをいう。）。
 - ・補助対象団体にクラウドファンディング等の新たな財源確保を検討させるなどし、必要な補助額を確認した上で執行する。
 - ・負担金については、積算根拠や負担割合の根拠について再度検討する。
 - ・補助事業等が事業計画に基づき遂行されていることや、一連の手続きにおいて、提出書類の内容が適正であることを確認した上で交付する。